

残留農薬分析実施要領

1 目的

使用する農産物等の食材が国の定めた「残留農薬基準」を踏まえた上で、「大庄残留農薬基準」(国の許容基準の 1/2 以下)を満たしているかを計画的に分析し、大庄が取り扱う食材全体の安全性に対する検証を行うとともに、産地・生産者が明確な食材の確保を図る。

2 調査対象

(1) 流通ルート別の調査対象

調査対象(流通ルート区分)		抽出の考え方
a	商品本部	毎月実施
b	名古屋物流センター	原則毎月実施
c	地方卸業者	計画的に実施

※大庄グループ店舗のすべての流通ルートを調査対象とする。

(2) 品目分類別の調査対象

取扱方法の区分		抽出の考え方
A	青果物	① 産地の切り替え、新規契約産地 ② 契約栽培を志向する産地 ③ ランダム抽出
B	青果物以外の品目	① 新規に取り扱う品目 ② 輸入原材料を使用している品目 ③ ランダム抽出
C	過去に残留農薬を検出した品目	① 過去に残留農薬が検出された品目、産地 ② 過去に大庄基準を超えた品目、産地
D	その他(個別調査品目等)	① 商品本部と協議の上、抽出

(3) 調査点数については、総合科学新潟研究所の年間計画に基づき実施する。

3 分析の実施

(1) 分析機関 大庄総合科学新潟研究所

(2) 分析方法 GC/MS(ガスクロマトグラフ質量分析)法

4 分析結果の対応及び情報提供

(1) 大庄基準を超える残留が確認された場合は、直ちに使用を中止する。

(2) 社内での情報の共有化を図る。

(3) お客様への情報提供に関する大庄基準に基づき公表する。